

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月6日
【会社名】	株式会社ケースホールディングス
【英訳名】	K'S HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 裕之
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
【電話番号】	029-224-9600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室部長 高塚 祐二
【最寄りの連絡場所】	茨城県水戸市桜川一丁目1番1号
【電話番号】	029-226-2794
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室部長 高塚 祐二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 4,715,169,200円
	(注) 1 本募集は平成27年6月25日開催の当社定時株主総会の特別決議及び、同日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものである。 2 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとする。 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年6月25日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が、平成27年7月6日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

###### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

欄外注記

##### 2 新規発行による手取金の使途

###### (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (2)【新株予約権の内容等】

## 新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2 行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立をしない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(以下、「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じ、1円未満の端数を切り上げた金額または新株予約権発行の日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い方の金額とする。</p> <p>ただし、(注)2の定めにより、行使価額の調整を受けることがある。</p>
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2 行使価額は、<u>1株当たり4,718円</u>とする。</p> <p>ただし、(注)2の定めにより、行使価額の調整を受けることがある。</p>
----------------	--

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金4,752,147,000円</p> <p>発行価額の総額は本有価証券届出書提出時の見込額である。</p>
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金<u>4,715,169,200円</u></p>
---------------------------------	-------------------------------

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 発行価格 行使価額と同額である。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、<u>会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</u></p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、<u>上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</u></p>
-------------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 発行価格 1株あたり4,718円とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、<u>2,359円とする。</u></p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、<u>2,359円とする。</u></p>
-------------------------------------	--

## 欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 <省略>
- 2 <省略>
- 3 発行価格は、平成27年7月6日に決定する。
- 4 新株予約権行使の効力の発生  
新株予約権行使の効力は、行使請求の受付場所において、受領された「新株予約権行使請求書」が本新株予約権の行使に際する払込取扱場所に到着し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

(訂正後)

- (注) 1 <省略>
- 2 <省略>
- 3 新株予約権行使の効力の発生  
新株予約権行使の効力は、行使請求の受付場所において、受領された「新株予約権行使請求書」が本新株予約権の行使に際する払込取扱場所に到着し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

(注) 3の全文削除及び4の番号変更

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,752,147,000円(注)1、3	1,000,000円(注)2	4,751,147,000円(注)3

(注)1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。ただし、上記金額は本有価証券届出書提出時の見込額である。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに差引手取概算額は減少する。

(訂正後)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,715,169,200円(注)2	1,000,000円(注)1	4,714,169,200円(注)2

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに差引手取概算額は減少する。

(注)1の全文削除及び2、3の番号変更